

奈良県訓令第二号

各部 課室
各出先 機関

奈良県副知事の担任事務に関する規程（平成二十九年三月奈良県訓令第二号）は、平成三十年七月十六日限り廃止する。

平成三十年七月十三日

奈良県知事 荒井正吾